## 諮問第 160 号 学校教員統計調査の変更について

統計委員会(2月21日)における説明内容に対する追加の質問・意見等 記入様式

※この意見照会は、3月上旬に書面により開催する部会で配布する資料作成の一環として、皆様の御質問等をお聞きするものであり、頂戴した御質問等に対する文科省の回答、及び、それらを加味した答申案については、部会において提示いたします。

委員等お名前 宇南山 卓

委員 会の 資料 番号	<sup>ー</sup> ゃ	御質問・御意見	調査実施者からの回答
資料 1 一1	4	「教育の対象を他の障害種別に拡充する学校や、新規の特別支援学校も存在」とあるが、どの程度の割合が存在するのかをお示しいただきたい。	学校基本調査によると、平成19年度の学校教育法改正直後において、特別支援学校は1,013校ありましたが、旧学校種の複数の区分に対応する学校はありませんでした。しかし、その後、徐々に増え、令和3年度においては38校(特別支援学校1,160校の3.3%)となっています。また、新規の特別支援学校については、学校の統廃合もあり、厳密なところは分かりませんが、平成19年度から令和3年度までの間に特別支援学校の総数としては、147校の増となっています。
	4	「集計について特段の利活用が認められず」とあるが、利活用の有無についてどのように確認したかお示しいただきたい。	主に利活用が考えられる文部科学省内の政策担当部署と、主要な都道府県教育委員会へ照会を行った結果、利活用している実績はないとの回答がありました。